

第 53 期 高知地方最低賃金審議会

第 2 回 高知県最低賃金専門部会

日 時 令和 3 年 8 月 2 日

場 所 高知労働局

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

高知県最低賃金の改定審議

3 閉 会

第 53 期 高知地方最低賃金審議会
第 2 回 高知県最低賃金専門部会

1 開催日時 令和 3 年 8 月 2 日 13 時 30 分～17 時 40 分

2 出席状況 公益代表委員 3 名
労働者代表委員 3 名
使用者代表委員 3 名

3 議題・議事要旨

(1) 事務局より資料の説明

高知県最低賃金改正に伴う影響率と未満率の推移等について説明を行った。

(2) 改定審議

労働者側の主張の要旨

「貧困対策として最賃の水準を「あるべき水準」に引き上げるべきであり、一人の労働者が健康で文化的な生活を営むことができる最低水準は、月額 152,000 円/時間給 870 円以上でなければならず、この水準を確保することで最賃近傍労働者の貧困対策にすべきである。」との主張。

使用者側の主張の要旨

「コロナ禍により足元の景況感は極めて厳しく、高知県においても先が見通せない経済情勢が続いている。もしこのタイミングで最賃を引き上げるようなことがあれば中小企業をさらに窮地に追い込むことが懸念されるので、現状においては最低賃金の決定基準の 3 要素のうちの一つである「企業の賃金支払い能力」を重視すべきである。本年度の最賃引き上げは「凍結」すべきである。」との主張。

公益委員意見

「労働者側からは 870 円に改定すべきという金額提示がございましたが、使用者側は令和 3 年度における最低賃金の引き上げは反対であり、令和 3 年度の改定は「凍結すべき」との意見をお聞きしていますので、引き続き明日も協議を継続させていただきたい」旨の意見を付して本日の改定審議は終了。

(3) その他

今後の審議日程については、8 月 5 日を結審の目途とし集中審議を行うことが了承された。